

ブドウ由来レスベラトロール原材料規格基準

ブドウ由来レスベラトロール協会

1. 【適用範囲】

この規格基準はレスベラトロール類を含むブドウ由来食品原料・食品添加物であって形状が粉状、粒状、顆粒状、半固形状、液状、等のもの、および製造時に賦形剤を含む原料に適用する。

2. 【定義】ブドウ由来レスベラトロールとは、ブドウやワイン等から別記 2、レスベラトロール類(オリゴスチルベン)を抽出した生成物であって、ブドウ由来レスベラトロール原材料規格に適合し、トランスレスベラトロールや ビニフェリン等ブドウ由来のレスベラトロール類(オリゴスチルベン)を含むものをいう。

3. 【原材料規格】

異物の混入が無く衛生的に取扱がされているものであり、下記の原材料規格に適合するものである。

(1) ブドウ由来原料

原料由来

ブドウ科 (*Vitaceae*) のブドウ (*Vitis spp.*) を由来原料とする。製造時に賦形剤を含む場合がある。ブドウ由来以外のレスベラトロールを含まないこと。

トランスレスベラトロールの確認試験

別記 1、トランスレスベラトロール確認試験法によりトランスレスベラトロールを確認すること。

- ヴィニフェリンの確認試験

別記 1、 - ヴィニフェリン確認試験法により - ヴィニフェリンを確認すること。

- ヴィニフェリン含有量

別記 1、 - ヴィニフェリン定量試験法および別記 1、トランスレスベラトロール定量試験法により測定するとき、トランスレスベラトロールに対し少なくとも 10 重量%以上の - ヴィニフェリンを含むこと。

ヒ素

As₂O₃として 3ppm 以下(As として 2ppm 以下)

重金属

Pb として 20ppm 以下

残留溶媒

食品衛生法に合致する。

一般生菌数

3000 個/g 以下

大腸菌群

陰性

(2) その他の原材料

食品又は食品材料でなければならない。ただし、食品衛生法上認められている添加物はこの限りではない。

カビ等に汚染されていないこと。

使用する原材料は、平成 18 年 5 月施行の「食品等に残留する農薬・動物用医薬品等のポジティブリスト制度」に適合した原材料であること。

4. 【確認試験法】

別記 1.トランスレスベラトロール・ - ビニフェリンの確認試験法

別記 2.レスベラトロール類(オリゴスチルベン)の確認試験法